

主催と共催並びに協賛及び後援に関する規程

平成 31 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人三重県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が、職業倫理及び資質の向上等の目的で催行する事業を、主催する事業と共催する事業並びに協賛する事業及び後援する事業として区別し、各事業への参画の手続きと報告を明文化することを目的とする。

(定義)

第 2 条 主催、共催、協賛、後援（「共催、協賛、後援」を以下「共催等」という）の定義を以下のとおりとする。

- (1) 主催 主催とは本会が中心となり催行する事業をいう。
- (2) 共催 共催とは本会及び本会以外の事業者または団体と共同で催行する事業であつて、互いに労務及び資財を提供するものをいう。
- (3) 協賛 協賛とは本会以外の事業者または団体が催行する事業であつて、その趣旨に賛同し、事業に係る経費の一部に対し本会の資財を提供するものをいう。
- (4) 後援 後援とは本会以外の事業者または団体が催行する事業であつて、その趣旨に賛同し、労務及び資財の提供を伴わないものをいう。

(名義)

第 3 条 主催、共催等の名義は、一般社団法人三重県診療放射線技師会とする。

(適用)

第 4 条 事業の目的及び内容が本会の定款第 3 条及び第 4 条に合致し、かつ本規程第 5 条に則り、個別に判断する。ただし、定款第 4 条第 2 項に関しては当該事業の広域性を加味して例外を認め、その限りではない。

(共催等可能な団体等の事業)

第 5 条 本会が共催等を行う、または共催等を受ける他の団体等は、次のいずれかに該当する事業であること。

- (1) 本会が計画する事業
- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人が計画する事業
- (3) 公益法人等の非営利法人が計画する事業
- (4) 理事会にて承認を得た事業
- (5) 本会の研究会・勉強会等の結成ならびに活動助成活動金に関する規程にて、本会が助成を行っている団体が計画する事業

(共催等の申請)

第6条 共催等を希望する団体等は「事業の共催・協賛・後援依頼申請書」を、当該事業開催予定日の1月前までに本会へ提出しなければならない。ただし、第5条第5号の事業においてはこの限りではない。

(共催等の承認)

第7条 共催等を希望する団体等は理事会の議決を経て、承認を得なければならない。ただし、第5条第5号の事業においてはこの限りではない。

(事業の広報)

第8条 共催等の広報は承認後に実施すること。また、広報にあたってはその団体名および主催、共催等の種別を明示すること。

(事業の報告)

第9条 共催、協賛により本会資財の提供を受けた団体等は、当該事業終了後速やかに、収支決算書を含む事業報告を文書にて提出しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

本規程は平成31年4月1日よりこれを施行する。

事業の共催・協賛・後援依頼申請書

一般社団法人三重県診療放射線技師会長 殿

下記事業に対し、（ 共催 ・ 協賛 ・ 後援 ） を願いたく申請致します。

申請日		
申請者	団体名	
	代表者	
	代表者の住所 または勤務先	
事業名		
事業内容		
開催日		
開催場所	会場名	
	住所	
主催		
共催 (予定含む)		
協賛 (予定含む)		
後援 (予定含む)		
入場料 (参加費)		
本手続きに 関する連絡先	担当者	
	Mail address	
	電話	
備考		